

地下街等電波遮蔽空間における地上放送の普及の在り方に関する調査研究会
論点整理（素案）

1 地下街等電波遮蔽空間における地上放送の不感対策の必要性

- (1) 移動系放送メディア（ラジオ、1セグ放送など）を巡る最近の動向
- 携帯電話との共用端末の普及（FM付携帯電話、携帯1セグ放送端末）、通信・放送連携サービスの展開
- (2) 移動系地上放送の非常災害時の役割の重要性
- 地上放送は災害対策上重要な役割（放送法第6条の2、災害対策基本法上の「指定公共機関」「指定地方公共機関」）
 - ラジオについては、先般の新潟県中越地震に際して、情報伝達手段の重要性を再認識
 - 携帯1セグ放送については、起動制御による緊急時の情報伝達など新たな防災アプリケーション実現に向け取組

2 地下街等における地上放送の不感対策のシステム

- 誘導輻射体方式
- LCX方式
- アンテナ方式

※それぞれの方式の特徴・詳細は第1回研究会資料に即して記述。

3 地下街等における地上放送の不感対策の現状

- AMラジオについては地下街・地下鉄トンネル内の一部で整備されているが、施設管理者の自主的対応に完全に委ねられており、対象範囲が広がらない。
- FMラジオについては、地下街等での対応はほとんど進んでいない。
- テレビ放送については、従来は固定受信を想定していたのでニーズは生じなかったが、携帯1セグ放送の登場により新たな整備ニーズの発生が予想される。

4 地下街等の不感対策推進に当たっての基本的考え方（関係者の連携・協力）

- 地下空間における地上放送の受信を可能にすることは、放送事業者によるあまねく普及義務の対象とまではいえないのではないかと。
- 他方、ビル等が建設されることにより近隣の住民が従来受信できていた放送に障害が生じる場合には、建設主体が原因者として補償することが通例であるが、地下街や地下鉄といった地下空間の場合、建設当初から放送を受信することができず、原因者が負担すべきものともいえないのではないかと。
- しかしながら、地下街や地下鉄における地上放送の不感対策には、放送事業者側、施設管理者側（、移動通信事業者側？）いずれも以下のメリットがあり、不感対策が進まない現状を乗り越えるためには、放送事業者、施設管理者をはじめ関係者が連携・協力しつつ不感対策を推進する枠組みの構築が重要ではないかと。

【放送事業者側のメリット】

- ・ 視聴者（聴取者）の増大、通信・放送連携サービスの可能性拡大、
- ・ 放送法等に基づく非常災害時の役割の着実な実施（災害放送義務（放送法）、指定（地方）公共機関としての役割（災害基本法））

【施設管理者側のメリット】

- ・ 施設内のサービス向上
- ・ 補完的な災害情報提供ネットワークとしての活用（安全・安心のための設備）

【移動通信事業者のメリット？】

5 不感対策を進展させるための課題整理

（1）不感対策を促進すべき対象範囲の画定

- ・ 施設内の視聴者（聴取者）の数、防災上の対応の必要性を勘案し、大規模施設を対象として整備を進めることを検討してはどうか。
- ・ その場合、当該施設の地上部分に放送波が届いていることを前提として、地下街・地下鉄については、例えば以下の基準を元に判断することはどうか。

地下街：従来地下街として通達上整理されていた箇所（別紙参照）

地下鉄：全ての地下鉄トンネル内及び地下駅

(2) 施設に応じた最適システム構築のための技術的課題

以下の課題について、今後実施される実証実験において検証してはどうか。

- ・ 複数の移動系地上放送を効率的に収容できるシステムの検討
- ・ 安価・大量に設置できる無線設備の検討
- ・ 地下構造物に義務づけられている非常連絡システムとの共用可能性の検討
(既存設備・新規設備双方)
- ・ 地下内での安定受信が可能となる技術的要件や、地下内の再送信波が地上の送信波と干渉しないための条件抽出

等

(3) 免許制度上の課題

以下の論点について、対応の可否を含め検討してはどうか。

- ・ 電波遮蔽空間における微弱局の在り方、包括免許制の検討
- ・ 手続きの簡素化、電波利用料の考え方の整理

等

(4) 各主体の役割整理

以下の点について整理しつつ、整備に向けた関係者の協力の枠組みの在り方について検討してはどうか。

- ・ 放送事業者側、施設管理者等関係者の費用負担の基本スキーム
- ・ 放送中継局設置主体（免許主体）についての考え方
- ・ 施設管理者における放送受信の考慮の可否（例：漏洩ケーブル等について、設計段階における放送の重畳の考慮の可否）

等

(5) 国の役割

さらに整備を加速するためには、国においても以下の対応を検討する必要があるのではないか。

- ・ 電波遮蔽空間の解消の観点からの対応
- ・ 防災の観点からの移動系地上放送の地下空間内受信のための対応

等

(4) その他の課題

- ・ 地下空間での放送受信を想定したマナーの確立（特に地下鉄車内）

等

6 今後の進め方

(P)

地下街に関する法令等での基準

1 地下街に関する定義

この基準において「地下街」とは、公用の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む。）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場（土地区画整理事業、市街地再開発事業等により建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域に係るものとする。ただし、地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これに類する施設が、駅務室、機械室等もっぱら公共施設の管理運営のためのもの、移動可能なもの又は仮設的なものみの場合は、地下街として扱わないものとする。（以下、略。）

※ 「地下街に関する基本方針について」（建設省通達、昭和49年6月28日）別紙から抜粋。当通達は平成13年6月1日をもって廃止されている。

2 地下街に関する消防法令上の無線設備設置基準

消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

消防法施行令（昭和三十六年三月二十五日政令第三十七号）

（消防用設備等の種類）

第七条 法第十七条第一項の政令で定める消防の用に供する設備は、消火設備、警報設備及び避難設備とする。

6 法第十七条第一項の政令で定める消火活動上必要な施設は、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備とする。

（無線通信補助設備に関する基準）

第二十九条の三 無線通信補助設備は、別表第一（十六の二）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のものに設置するものとする。（以下略）